

発委第4号

令和7年5月27日提出

淡路市議会議長

舩谷 宏 様

提出者 淡路市議会議会運営委員会

委員長 西村 秀一

淡路市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

【提案理由】

政務活動に係る宿泊費については、議会独自に上限額を設定していたが、訪日外国人旅行客の増加に加えて、物価上昇や宿泊施設における人材不足等によるコスト増加に伴い、宿泊料金が高騰した影響により、現行の上限額を超えるケースが生じている。議員の研修や先進地視察における宿泊費の基準額について、淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に準じた基準に改めるため、所要の措置を講じる。

淡路市条例第 号

淡路市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

淡路市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年淡路市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条見出し中の「使途」の右に「及び経費の範囲」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 政務活動に要した交通費及び旅費の算定に当たっては、公共交通機関を利用した金額を上限とし、例外として公共交通機関がない場合のみタクシー等実費も可とする。
- 3 政務活動に要した 1 夜当たりの宿泊費の実費が、淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 42 号。以下「条例」という。）別表に定める額に満たないときは、その実費に相当する額を算定の対象とする。

第 5 条第 7 項中「淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 42 号）」を「条例」に改める。

別表備考欄中「公共交通機関を利用した金額を上限とし、例外として公共交通機関がない場合のみタクシー等実費も可とする。宿泊費は実費を原則として、上限 1 万円とする。（国外調査は不可とする。）」及び「公共交通機関を利用した金額を上限とし、例外として公共交通機関がない場合のみタクシー等実費も可とする。宿泊費は実費を原則として、上限 1 万円とする。」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

淡路市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(使途) 第3条 会派又は会派に属さない議員は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資する目的以外の目的に使用してはならない。	(使途及び経費の範囲) 第3条 会派又は会派に属さない議員は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資する目的以外の目的に使用してはならない。 <u>2 政務活動に要した交通費及び旅費の算定に当たっては、公共交通機関を利用した金額を上限とし、例外として公共交通機関がない場合のみタクシー等実費も可とする。</u> <u>3 政務活動に要した1夜当たりの宿泊費の実費が、淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年淡路市条例第42号。以下「条例」という。）別表に定める額に満たないときは、その実費に相当する額を算定の対象とする。</u>
(交付額及び交付方法) 第5条 (略) 2～6 (略) 7 会派に属する議員又は会派に属さない議員が<u>淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年淡路市条例第42号）</u>第3条の2第1項に規定する一時差止処分を受けた者又は同条第3項の規定により議員報酬が支給されない者（以下「差止等対象者」という。）となったときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該差止等対象者となった日の属する月から当該差止等対象者でなくなった日の属する月までの間は、政務活動費の交付の対象としない。	(交付額及び交付方法) 第5条 (略) 2～6 (略) 7 会派に属する議員又は会派に属さない議員が<u>条例</u>第3条の2第1項に規定する一時差止処分を受けた者又は同条第3項の規定により議員報酬が支給されない者（以下「差止等対象者」という。）となったときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該差止等対象者となった日の属する月から当該差止等対象者でなくなった日の属する月までの間は、政務活動費の交付の対象としない。
別表（第3条・第13条関係） 使途基準	別表（第3条・第13条関係） 使途基準

淡路市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
項目	内容	備考	項目	内容	備考
研究 研修 費	会派又は会派に属さない議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費 会派に所属する議員又は会派に属さない議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)	<u>公共交通機関を利用した金額を上限とし、例外として公共交通機関がない場合のみタクシー等実費も可とする。</u> <u>宿泊費は実費を原則として、上限1万円とする。</u> <u>(国外調査は不可とする。)</u> 3親等以内の親族に対する謝金は不可とする。	研究 研修 費	会派又は会派に属さない議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費 会派に所属する議員又は会派に属さない議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)	3親等以内の親族に対する謝金は不可とする。
調査 旅費	会派又は会派に属さない議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)	<u>公共交通機関を利用した金額を上限とし、例外として公共交通機関がない場合のみタクシー等実費も可とする。</u> <u>宿泊費は実費を原則として、上限1</u>	調査 旅費	会派又は会派に属さない議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)	

淡路市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
		<u>万円とする。</u>			
広聴費	(略)	(略)	広聴費	(略)	(略)
資料購入費	(略)	(略)	資料購入費	(略)	(略)